

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)
★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む)
☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募 集

公営住宅入居者

【特公賃住宅(ふれあい団地・14区)】

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超え、町が定める基準に該当する者

◆募集住宅

C棟1階(平成14年度建設)

2LDK・S(単身向用) 1戸

◆家賃(収入区分による)

月額4万3600円～5万2400円

【老人アパート(7の1区)】

◆入居資格

町内に住所を有する60歳以上の高齢世帯など、町が定める基準に該当する者

◆募集住宅

老人アパート【昭和52年度建設】

1DK(単身向用) 1戸

◆家賃 月額4500円

◆募集期間 いずれの住宅も11月28日

(月)～12月7日(水)

※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当(☎2・4297)まで

除雪重機オペレーター

町道の除雪作業を担う重機オペレーター(運転手)が不足しています。

冬期間の除雪作業を円滑に行い、快適な生活環境を維持するため、重機オペレーターを募集しています。

※採用条件等の詳しいお問い合わせは、除雪企業体代表者・小寺建設(☎2・2358)まで



新しい生涯学習センターに、子どもからお年寄りまで多くの方が愛着や親しみを持っていただけるような素敵な愛称を大募集します！

新 生涯学習センター 愛称大募集!

◎応募資格 上士幌町民や上士幌高校の生徒ならどなたでも応募できます

◎募集内容 次の要件を満たすものとしてください

- 上士幌らしさを感じるもの ●幅広い年齢層に愛され、覚えやすいもの
- 自作かつ未発表のもの

◎応募作品 1人につき2点まで

◎応募方法 次の事項を記入のうえ、応募箱・Eメール・郵送・FAXにより応募してください

①生涯学習センターの愛称(漢字の場合はふりがなをつけてください。)

②愛称の主旨や意味 ③応募者の住所、氏名、年齢、電話番号

※応募用紙・応募箱は役場やふれあいプラザ、町内各学校、図書館等にありますが

応募用紙は、町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp>)からもダウンロードできます

◎募集期間 11月25日(金)～12月30日(金)

◎選考 応募作品は、選考委員会において厳正に審査し、決定します

◎表彰・副賞 採用作品1点を決定し、表彰と副賞として記念品を贈呈します

※応募やお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024・FAX2-3180・Eメール:kyouikuiinkai@town.kamishihoro.hokkaido.jp)まで

町臨時職員を募集します

一般事務補助職員



- ◆公募職種 一般事務補助職員
- ◆公募人数 若干名
- ◆応募資格 町内に居住する方
- ◆雇用期間 平成28年12月下旬～平成29年3月24日
- ◆待遇 月給134,900円以上で学歴・経験により決定、社会保険・雇用保険加入。
- ◆面接試験 応募者に後日通知します。
- ◆提出書類 履歴書（総務課に用意してありますので、所定の用紙を使用してください。）
- ◆応募締切 12月16日（金）17時15分まで
- ◆提出先 総務課職員人事担当

※応募・お問い合わせは、総務課職員人事担当（☎2-2111）まで

幼児グループ「みにーず」

子ども発達支援センターでは、発達支援事業の一環として、身体の発達に伴う適切な促しを行う幼児グループ「みにーず」を開設しております。

「よく転んでしまう」「じっと座ってられない」「心配と思っているのは私だけなのかな？」などのちょっとした疑問や困っていること、活動を通して親子遊びの中で一緒に解決しませんか？

※先に広報10月号でお知らせしておりますが、まだ定員に余裕があるため、対象年齢を変更して追加募集いたします。

◆対象年齢

町内在住の平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの幼児

◆実施日時

- 第1回：12月16日（金）
- 第2回：1月13日（金）
- 第3回：1月27日（金）
- 第4回：2月3日（金）
- 第5回：2月10日（金）

全回とも午前9時～10時
子ども発達支援センター

◆実施場所

子ども発達支援センター

◆申込期日

12月2日（金）まで

◆お申込み 電話・来所等でお申し込みください。お申し込みの際に、職員との簡単な面談があります。

※お申し込みやお問い合わせは、子ども発達支援センター（☎2-4773）まで



平成28年度

成人式

平成29年

1月8日

☎受付 13:30
☎式典 14:00

生涯学習センター 視聴覚ホール

対象

平成8年4月2日から
平成9年4月1日生まれの方

※進学や就職などにより住民票を町外へ移している方でも出席できます。

出席をご希望の方は、12月16日（金）までにお申し込みください



※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当（☎2-3024）まで

ミュージックサイト

Music Site 中止のお知らせ



観客と出演者が一体となって音楽を楽しむライブイベント「Music Site（ミュージックサイト）」。

毎年、好評をいただいておりますが、本年は主催者の都合により『中止』とさせていただきますので、ご了承ください。

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当（☎2-3024）まで

催し

発達支援講演会

近ごろ、若者の悩みがどんどん増えてきて、子育てが大変になっていきますよね。それがきっかけで、子育てに不安を感じ自信の持てない保護者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

児童精神科医からみた子育て観を聞き、明日からの子育てに役立ててみませんか。

◆テーマ

児童精神科医に聞いてみよう！

～子どもの心の悩みに

どう付き合うか～

◆講師

こころとそだちのクリニック
 むすびめ院長 田中康雄氏

◆日時

12月11日(日) 13時～15時

◆会場

生涯学習センター視聴覚ホール

※お申し込みやお問い合わせは、子ども発達支援センター(☎2・4773)まで



相談

「人権週間」特設人権相談所

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。お気軽にご相談ください。

◆日時

12月6日(火)
 13時30分～15時30分

◆場所

生涯学習センター学習相談室

◆相談員

佐々木幸枝さん、國光義信さん、宗像静香さん

※お問い合わせは、町民課総合窓口(☎2・4294)まで

お知らせ・啓発

手作り「味噌」

「手前味噌」という言葉があるように、日本では昔から各家庭で味噌を手作りしていました。普段何気なく口にする味噌ですが、大豆を煮てつぶし、塩・麴と混ぜて仕込んでから、約1年もの間熟成させて作ります。雑菌やカビが発生しにくく、緩やかに発酵が進む「寒仕込み」、冬から春が味噌作り本番です。市販品とはまた違った、風味豊かな味噌をぜひ手作りしてみませんか。

◆場所

農業技術研究センター

◆開館時間

平日8時30分～17時15分

年末年始

パスポートの申請受付・交付

役場は30日まで開庁しておりますが、北海道パスポートセンターが閉庁するため、年内は12月28日(水)までの取り扱いとなります。

申請から交付までの所要日数は、「取扱日のみを数えて14日前後」です。年末年始にパスポートの交付を希望される方は、ご注意ください。



【パスポート申請受付・交付について】

◆申請受付時間 9:00～16:00

◆申請・交付場所、お問い合わせ先
 役場町民課総合窓口・戸籍年金担当

本町に住民登録している方は、原則として北海道の窓口は利用できません。

取り扱いについて、ご不便をお掛けいたしますが、慎重に審査を行います。お時間に余裕を持ってお手続きをされますようお願いいたします。

ご家族、グループ・団体等で申請をされる際には、事前にご連絡をいただけますと、よりスムーズな申請のご案内ができます。

※お問い合わせは、町民課戸籍年金担当(☎2-4294)まで



◆対象 大人3名以上(お子さんをお預かりするスペースはございません)

◆申込み 1か月～1週間前まで

※要予約

電話または来館時にて

◆料金 2500円(材料費別)

◆所要時間 3～4時間(前日に30分程度の準備があります)

◇材料、味噌樽、エプロンなどは各自でご持参ください

※お申し込みやお問い合わせは、農業技術研究センター(☎2・4839)まで

※初めてのの方は必ずその旨お申し出ください。

他にもベーコン・ハム・ソーセージ・スモークチキン・豆腐・アイスクリームなども作ることができます。料金や材料等、お気軽にお問い合わせください！

固定資産税のお知らせ

固定資産税は毎年1月1日現在の状況により課税されます。家屋に異動があった(売買や取り壊しなど、何らかの事情によって家屋の状況が変化した場合、役場に届出が必要になることがあります。

届出が必要になるかどうかは、対象の家屋が「登記されているかどうか」によって異なりますので、まずはその家屋の登記の有無をご確認ください。

◆登記されている家屋に異動がある場合
法務局で、対象の家屋の異動についての登記申請をすることになります。登記内容については、法務局から役場に通知されますので、役場に直接届出をする必要はありません。

登記の手続きについては法務局(☎0155・24・5837)にお問い合わせください。

◆登記されていない家屋にある場合
未登記家屋については、届出をしていただく必要があります。

A 家屋の所有者が変更になった場合
相続、売買、贈与などで家屋の所有者が変更になった場合は、「家屋所有者変更届」に必要事項を記入し、役場に届出をしていただくこととなります。

B 家屋を取り壊した場合

家屋を取り壊した後に、「建物取壊し届」および、解体業者が発行する「家屋取壊し証明書」等の取り壊しが証明できる書類等を併せて届出していただく必要

があります。

※登記の有無に関わらず、家屋の取り壊し後の土地の利用方法により、その土地の固定資産税にも影響がある場合があります。

1月1日時点の所有者に対して課税されるため、年の途中で所有者変更や取り壊しがあった場合でも、その年度の固定資産税は変更されることはありませんが、届出がないと次年度から適正な課税ができなくなってしまうので、年内中の届出をお願いいたします。

※お問い合わせは、町民課固定資産税担当(☎2・4294)まで

子育て支援センター通信

子育て支援センター
☎2-4152

なかよし広場

☆身体測定日

『なかよし広場(金曜日)』では、毎月1回、身長・体重の測定を行っています。この日に限らず測定は可能ですので、お気軽にスタッフへ声をおかけください。

☞12月は16日(金)を予定しています。

☆お誕生会

また、同広場では毎月1回、お誕生月のお子さんへ、ささやかな“お祝い会”を行っています。手形・写真を貼れる記念カードも用意しています♪

☞12月は16日(金)を予定しています。

※日程は、広報「まちなかカレンダー」や子育て支援センター通信「つくしんぼ」などでご確認ください。



●お申し込みやお問い合わせは、子育て支援センター(☎2-4152)まで



ぬかびら源泉郷スキー場

12月23日(金)祝 オープン!

お得な前売券発売中!

大人1日リフト券5枚(15,000円相当)

☞12月22日(木)まで 8,000円

販売先:糠平館観光ホテル

※第2・第3高速リフトは運休していますので、ご了承ください。

※お問い合わせは、上士幌町観光協会(☎4-2224)まで

住民基本台帳の一部の 写しの閲覧状況について

平成18年11月より「住民基本台帳法」および、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令」の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を公表しています。

◎期間 平成27年11月1日～
 平成28年10月31日

- ◆ 申出者氏名 一般社団法人中央調査社
- ◆ 利用目的の概要 土地問題に関する国民の意識調査
- ◆ 閲覧年月日 平成27年12月4日
- ◆ 閲覧に係る住民の範囲 字上土幌地区(12件)

- ◆ 申出者氏名 株式会社ビデオリサーチ
- ◆ 利用目的の概要 2016年全国たばこ喫煙率調査
- ◆ 閲覧年月日 平成27年12月8日
- ◆ 閲覧に係る住民の範囲 字居辺地区(20件)

- ◆ 申出者氏名 株式会社ドーコン
- ◆ 利用目的の概要 釧路湿原の自然再生に関するアンケート調査
- ◆ 閲覧年月日 平成28年1月26日
- ◆ 閲覧に係る住民の範囲 町内全地区(10件)

- ◆ 申出者氏名 自衛隊帯広地方協力本部
- ◆ 利用目的の概要 防衛大学校および防衛医科大学校学生並びに陸上自衛隊

高等工科大学校生徒に関する募集事務
 ◆ 閲覧年月日 平成28年5月10日
 ◆ 閲覧に係る住民の範囲 町内全地区(57件)

※お問い合わせは、町民課総合窓口
 籍年金担当(☎2・4294)まで

高齢者を狙う詐欺に ご注意を!

詐欺の手法は年々巧妙化しており「おれおれ詐欺」などの振込詐欺の手法から、高齢者を慌てさせて現金を郵送させるタイプの詐欺に変わってきています。

具体的には、証券会社を装った男から「証券を買いたいので名義を貸してほしい」と電話の後、弁護士役の男から「名義貸しは違法です。お金を用意しなければ、あなたの財産を差し押さえたり、家族に迷惑がかかる」と言葉巧みに現金を郵送させ、現金をだましとるといふ手口の劇場型勧誘詐欺が発生しています。

複数の登場人物が現れ、まるで演劇のようにそれぞれの役を演じて高齢者をだまし、現金を郵送させる詐欺的な手口です。

電話やパンフレットによる投資話や儲け話はとても危険ですので、不審な電話や訪問があった場合は、必ず家族に相談したり、詐欺を疑ってください。
 ※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4294)まで

飲酒運転を根絶しましょう

飲酒運転は、重大事故に直結する悪質・危険な犯罪行為です。飲酒運転によって、ドライバー本人や同乗者、お酒や自動車の提供者が厳しく罰せられるだけでなく、その後の人生を大きく狂わせる結果となります。

町民の皆さん一人ひとりが、「飲酒運転をしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。



- 【飲酒運転をなくすための3つのルール】
- ❖ お酒を飲んだら運転しない
 - ❖ 運転する人にはお酒を飲ませない
 - ❖ お酒を飲んだ人には運転させない

【飲酒運転に対する処分・罰則】

◆ 行政処分

対象者	酒酔い運転	酒気帯び運転
運転者	35点 ※免許取消し	13～25点 ※免許停止(90日) ※免許取消し

※欠格期間(運転免許を再度受けることができない期間)

酒酔い運転	酒気帯び運転
3年	2年
さらに、ひき逃げをした場合	飲酒運転により死亡事故を起こした場合
10年	7年

◆ 罰則

対象者	酒酔い運転	酒気帯び運転
● 運転者	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
● 車両の提供者	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役 又は30万円以下の罰金
● 酒類の提供者		
● 車両の同乗者		

年末年始

ごみ収集日程

ごみの分別を徹底し、通常どおり収集日の朝8時までに出してください。

地区	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ	
市街	A地区(市街)	12月27日(火) / 1月10日(火)	12月28日(水) / 1月11日(水)	12月29日(木)
	B地区(市街)	12月26日(月) / 1月10日(火)	12月27日(火) / 1月13日(金)	12月30日(土)
	C地区(市街)	12月28日(水) / 1月11日(水)	1月6日(土)	1月10日(火)
農村	D地区(農村)	12月26日(月) / 1月10日(火)	12月27日(火) / 1月10日(火)	1月11日(水)
	E地区(農村)	12月29日(木) / 1月12日(木)	1月11日(水)	1月12日(木)
	F地区(農村)	12月29日(木) / 1月12日(木)	1月11日(水)	12月26日(月) / 1月13日(金)

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

～ 事業主と従業員の皆様へ～

個人住民税(町民税・道民税)の『特別徴収(給与天引き納付)』の実施をお願いします

道内各市町村と北海道では、給与所得者の利便性の向上を推進するとともに、地方税法に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収(給与天引き納付)の実施を事業主の皆様をお願いしています。なお、特別な事情により特別徴収の実施が困難な場合もありますが、理由なく特別徴収の実施を拒否することはできません。

特別徴収の実施にあたって、徴収・納付方法や手続きの流れなど、ご不明な点がございましたら、ご説明に伺うことも可能ですので、お気軽にご相談ください。

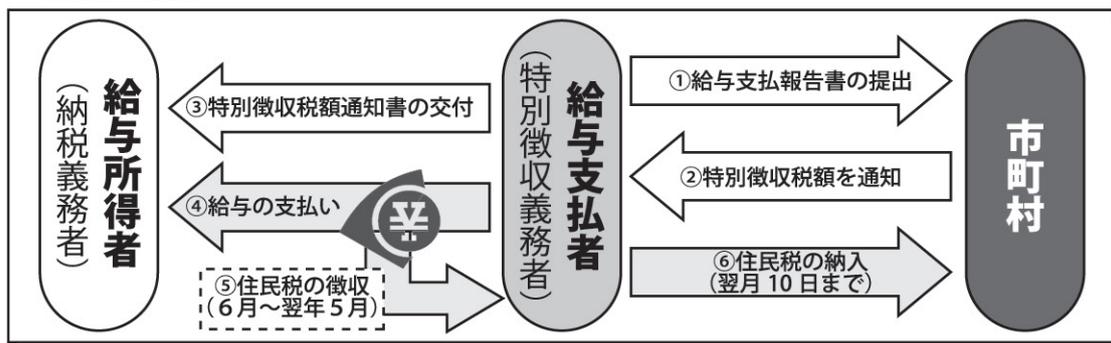
※給与所得者の個人の市町村民税・道民税(一般的に「住民税」と呼ばれます。)は、原則、給与から住民税額を差し引いて、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。(地方税法第321条の4)

【特別徴収とは】

事業主の皆様が、市町村から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税は、あらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように事業主の皆様が税額を計算する必要はありません。さらに、従業員の皆様にとっても、1回あたりの納税額が少なくなり、自分で金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。

【特別徴収の流れ】



※お問い合わせは、町民課賦課担当(☎2-4294)まで



凍結注意

《凍結した場合の連絡先》

- ▶佐藤設備工業 ☎2-2273
- ▶塚田設備工業 ☎2-3031
- ▶熊谷設備工業 ☎2-4232

【上水道】

家を空けるときは、必ず不凍栓で水を落としてください。特にボイラーは凍結しやすいので、凍結防止のため必ずお湯を抜きましょう。

【下水道】

長期間、留守にする際は、水洗トイレの凍結に注意してください。ご不明な点は、排水設備設置業者にご相談ください。

※お問い合わせは、建設課上水道担当・
 下水道担当(☎2-4297)まで

土地や建物の登記は お済みですか

法務局で取り扱っている「不動産登記」は、大切な財産である土地や建物の状態(所在や面積など)、所有者や債権者の住所・氏名などを記録し、一般に公開することにより取引の安全を図ることを目的としています。土地や建物の所有者が死亡したときや建物を増築したときなどには、登記を申請しなければ登記簿の内容は変更されません。

登記手続きはご自身ですることでもできますが、所有者などから依頼を受け、登記の申請を行う専門家として「司法書士」「土地家屋調査士」がいま

登記手続きについてお知りになりたいことがあるときは、法務局または司法書士・土地家屋調査士へお気軽にお問い合わせください。

※お問い合わせは、釧路地方法務局本局(☎0154-31-5020)、帯広支局(☎0155-24-5837)、ホームページ:<http://hounmukyoku.moj.go.jp/kushiro/index.html>

または釧路司法書士会(☎0154-41-8332、ホームページ:<http://kusiro-sjpn.org>)、釧路土地家屋調査士会(☎0154-41-3463、ホームページ:<http://www.kushiro-chosashi.jp/index.html>)まで

上士幌町無料職業紹介所

～上士幌町版ハローワーク～

上士幌町無料職業紹介所に登録し、従業員を募集している会社(事業所)の業種および求人数は、次のとおりとなっています。(平成28年11月現在)

お仕事をお探しの方は、町内の会社(事業所)の採用情報などを詳しく丁寧にご紹介しますので、ぜひお気軽にご相談ください。

- ◎建築・土木・建設・設備 8社 13名
- ◎販売・サービス・小売・運輸 7社 13名
- ◎農業・林業・酪農・畜産 9社 26名
- ◎医療・福祉・教育 3社 13名
- ◎その他 1社 2名



詳しい求人情報は、役場町民課生活環境担当にお問い合わせください。また、WEBサイト『かみしほろ会社・仕事図鑑』でも求人情報や企業情報を閲覧できますのでご利用ください。

☞『かみしほろ会社・仕事図鑑 WEB』 <http://kamishihoroshigoto.com/>

※町内企業のみなさまへ…求人のお申し込みは、無料職業紹介所(役場町民課)まで。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

北朝鮮当局による人権侵害問題への関心を高めましょう

12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

これまで警視庁が認定した北朝鮮による拉致被害者は19人に上り、過去には札幌市出身の男性がヨーロッパに滞在、北朝鮮へ拉致されたことが判明

しています。

また、北海道警察ホームページにおいては、「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」として行方不明者を掲載し、皆様から関連情報の提供を求めています。

※詳細は道警ホームページ:<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>まで

国民年金 インフォメーション



※お問い合わせは、町民課戸籍年金担当(☎2-4294)まで

公的年金の給付は **老齢** **障害** **遺族** の3種類です

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金の2階建て構造になっており、それぞれの年金制度において保険料を納付していただいています。

また、公的年金は、高齢者の方が受け取る老齢年金のほかに、障害年金、遺族年金の計3種類の給付があります。

	国民年金(基礎年金)	厚生年金
老齢年金	65歳以降、国民年金から「基礎老齢年金」を生涯にわたり受け取ることができます。保険料を納めた期間が長ければ長いほど(上限は40年(480月))、老後に受け取る金額も多くなります。	厚生年金に加入していた期間については、「老齢基礎年金」に「老齢厚生年金」が上乘せされます。年金額は、加入期間と給料に応じて決まります。
障害年金	病気やけがで障がいが残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。	厚生年金に加入している場合は、「障害基礎年金」に「障害厚生年金」が上乘せされます。
遺族年金	一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者または子は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。	亡くなった方が厚生年金に加入していた場合は、「遺族厚生年金」が支給されます。

けむり ♣ 煙の恐怖から身を守る

煙の中では鼻・口を押さえて体勢を低くし、呼吸数が増えないよう走らないで逃げるのが重要です。火災で死者が出る一番の理由は、煙にまかれることによる窒息死です。各事業所では、煙が室内に充満する前に初期消火や通報、避難誘導を素早く安全に行うため避難訓練を実施しています。

では、一般の住宅で煙から身を守るにはどのような対策が必要でしょうか？答えは「住宅用火災警報器」です。住宅火災は、就寝中に発生することも多く、気づかずに逃げ遅れて死亡することを防ぐため、消防法で設置が義務化されました。以降、全国的に住宅火災での死者数が年々減少傾向にあり、焼損を最小限に止めることができた事例も町内で多くあります。

火災警報器の設置場所はすべての寝室で、2階に寝室がある場合は階段上にも必要となります。消防署では、毎年設置調査を行っており、今年度の調査後に設置された方は消防署に連絡をお願いします。

やっています!避難訓練

10月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。(消防把握分)

J A事務所・資材店舗、Aコーブルピナ、上土幌福寿協会、糠平小学校、スポーツセンター、上土幌高校、生きがいセンターゲートボール場



▲JAでの避難訓練

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です！実施の際は消防署にお知らせください。

防火管理 私たちの取り組み ▶ トカトカ

私たちは、畑作や酪農が盛んなまち上土幌町で、おいしいものをたくさんの人に伝えていこうと、2013年春にパン屋さん「トカトカ」を開店しました。素材は、上土幌産のものをできるだけ取り入れています。子どもからお年寄りまで、幅広い年代の方に親んでもらい、地元の人や観光で訪れる人にも喜んでもらえるお店を目指しています。その一環として、消防用設備の維持管理や点検等に積極的に取り組んでいます。



これからも、お客様に安心して楽しくご利用いただけるような、上土幌唯一のパン屋にしていきたいと思えます。



火の用心

平成28年10月31日現在の出場状況
◆火災出動 4件(うち10月 0件)
◆救急出場 197件(うち10月20件)

※お問い合わせは、上土幌消防署予防第1係(☎2-2519)まで